

中日本航空専門学校 野球部OB会規約

(名称)

第1条 本会の中日本航空専門学校野球部OB会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、中日本航空専門学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、野球の研究と普及および中日本航空専門学校野球部を後援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

1. 中日本航空専門学校野球部の後援・援助
2. 中日本航空専門学校野球部への指導・助言
3. 野球に関する研究
4. その他、会員相互の親睦のための事業

(会員)

第5条 1. 本会の会員は、中日本航空専門学校野球部OB及び本会の目的に賛同する者をもって会員とする。

2. 本会に次の支部を置く。

○ 北海道・東北・関東支部

(北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨)

○ 東海・北陸支部

(新潟、富山、石川、福井、静岡、長野、愛知、岐阜、三重)

○ 近畿・中国・四国支部

(滋賀、京都、大阪、和歌山、奈良、兵庫、岡山、広島、山口、鳥取、島根、愛媛、香川、徳島、高知)

○ 九州・沖縄支部

(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名、支部長 4名、
支部委員 若干名、幹事 若干名、監事 2名

(役員を選出及び任務)

第7条 1. 支部長、支部役員は各支部から選出する。
2. 監事は各支部から選び東海北陸地区の幹事は、常任幹事として会の執務を執行する。
3. 会長、副会長は、役員会において選出する。
4. 会長は会を統轄し、会務をつかさどる。会長が会務執行不可能な場合は、副会長が代行する。
5. 役員の任期は3年として、再選を妨げない。
6. 幹事は役員会の構成員となり、重要事項を審議し、広く会務の運営にあたる。
7. 監事は役員会の構成員となり、重要事項を審議し、本会の会計を監査する。

(総会)

- 第8条
1. 本会の総会は3年に1回開催する。ただし必要がある場合は会長が臨時に召集する。
 2. 総会は、事業計画、予算および規約改正、その他重要事項を審議決定する。
 3. 総会は出席役員により成立する。

(会費)

- 第9条 会費は細則の定めるところにより、毎年11月納入期日までに本会の事務所に納める。
- 第10条 本会の会計年度は4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(その他)

- 第11条 本会は別に細則を設ける。

- 細則
1. 会員は住所、職場等の変更をした時は、すみやかに本会事務所に連絡する。
 2. 年会費は、3000円として、必要に応じて臨時会費を徴収することがある。

本会規約は、平成19年4月1日から実施する。